

改訂意匠審査基準目次（案）

※改訂部分にはアンダーラインを引いています。

第 1 部 願書・図面

第 1 章 意匠登録出願	
11 関連条文	
11.1 意匠法第 6 条の規定	
11.2 願書及び図面の意義	
第 2 章 意匠登録出願に係る意匠の認定	

第 2 部 意匠登録の要件

第 1 章 工業上利用することができる意匠	
21 関連条文	
21.1 意匠法第 3 条第 1 項柱書の規定	
21.1.1 意匠を構成するものであること	
21.1.1.1 物品と認められるものであること	
21.1.1.2 物品自体の形態であること	
21.1.1.3 視覚に訴えるものであること	
21.1.1.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること	
21.1.2 意匠が具体的なものであること	
21.1.3 工業上利用することができるものであること	
第 2 章 新規性	
22 関連条文	
22.1 意匠法第 3 条第 1 項各号の規定	
22.1.1 意匠法第 3 条第 1 項第 1 号	
22.1.1.1 意匠登録出願前について	
22.1.1.2 公然知られた意匠について	
22.1.1.3 公然知られた意匠として取り扱わない意匠	
22.1.1.4 公然知られた意匠に該当する場合の取扱い	
22.1.2 意匠法第 3 条第 1 項第 2 号	
22.1.2.1 意匠登録出願前について	
22.1.2.2 頒布について	
22.1.2.3 刊行物について	
22.1.2.4 刊行物の頒布された時期の取扱い	
22.1.2.5 意匠登録出願の時と刊行物の頒布された時期の判断について	
22.1.2.6 刊行物に記載された意匠について	
22.1.2.7 電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠について	
22.1.2.8 インターネットを通じて得られる意匠情報の審査上の取扱い	
22.1.2.8.1 意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報が公衆に	

利用可能な情報であること	
22.1.2.8.2 意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報が	
その内容のとおり掲載されていたこと	
22.1.2.9 電子的意匠情報としてインターネットにのせられた意匠について	
22.1.3 意匠法第3条第1項第3号	
22.1.3.1 意匠の類否判断	
22.1.3.1.1 判断主体	
22.1.3.1.2 意匠の類否判断の手法	
第3章 創作非容易性	
23 関連条文	
23.1 意匠登録出願前について	
23.2 その意匠の属する分野における通常の知識を有する者について	
23.3 公然知られたについて	
23.4 創作非容易性の判断の基礎となる資料	
23.4.1 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合	
23.4.2 広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合	
23.4.3 公然知られた意匠又は広く知られた意匠	
23.5 容易に創作することができる意匠と認められるものの例	
23.5.1 置換の意匠	
23.5.2 寄せ集めの意匠	
23.5.3 配置の変更による意匠	
23.5.4 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠	
23.5.5 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を	
ほとんどそのまま表したにすぎない意匠	
23.5.5.1 公然知られた形状や模様に基づく意匠	
23.5.5.2 自然物並びに公然知られた著作物及び建造物等に基づく意匠	
23.5.6 商慣行上の転用による意匠	
23.6 創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示	
23.7 当業者にとってありふれた手法であることの提示	
23.8 意匠法第3条第1項各号との適用関係	
第4章 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外	
24 関連条文	
24.1 意匠法第3条の2の規定	
24.1.1 意匠法第3条の2本文の規定の適用の基礎となる意匠公報について	
24.1.2 願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に	
現された意匠について	
24.1.3 先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図	
24.1.3.1 全体意匠の意匠登録出願の場合	
24.1.3.2 部分意匠の意匠登録出願の場合	
24.1.3.3 組物の意匠の意匠登録出願の場合	
24.1.4 意匠の一部について	
24.1.5 先願に係る意匠として開示された意匠の一部と	

後願の全体意匠との類否判断.....	
24.1.6 意匠法第3条の2ただし書の規定の適用の判断.....	
24.1.6.1 意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが 同一の者であること.....	
24.1.6.2 第20条第3項の規定により先の意匠登録出願が掲載された 意匠公報（同条第4項の規定により同条第3項第4号に掲げ る事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠 登録出願があったこと.....	
24.1.7 意匠法第3条の2の規定の適用に関する時期的要件.....	
24.1.7.1 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠に ついての新出願の意匠法第3条の2の規定の判断の基準日.....	
24.1.7.2 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の 意匠法第3条の2の規定の判断の基準日.....	
24.1.7.3 意匠法第3条の2の規定により拒絶の理由を通知する時期.....	
24.2 意匠法第3条の2の規定に該当する全体意匠の意匠登録出願の例.....	

第3部 新規性の喪失の例外

31 関連条文.....	
31.1 意匠法第4条第1項及び第2項の規定.....	
31.1.1 意匠法第4条第1項の規定を適用するための要件.....	
31.1.2 意匠法第4条第1項の規定を適用するための確認事項.....	
31.1.2.1 公開時における公開意匠についての意匠登録を 受ける権利を有する者.....	
31.1.2.2 公開時における公開意匠についての意匠登録を 受ける権利を有する者の意に反して公開された事実.....	
31.1.2.3 公開時における公開意匠についての意匠登録を 受ける権利を有する者が、意匠登録出願をしていること.....	
31.1.2.4 当該意匠登録出願が、公開意匠が最初に公開された日 から6か月以内に出願されていること.....	
31.1.3 意匠法第4条第1項の規定の適用を受けるための 手続に関する時期的要件.....	
31.1.4 意匠法第4条第2項の規定を適用するための要件.....	
31.1.5 意匠法第4条第2項の規定を適用するための確認事項.....	
31.1.5.1 証明する書面に記載された公開時における公開意匠に についての意匠登録を受ける権利を有する者.....	
31.1.5.2 証明する書面に記載された公開時における公開意匠に についての意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、 当該公開意匠が公開された事実.....	
31.1.5.3 証明する書面に記載された公開時における公開意匠に についての意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願 をしていること.....	
31.1.5.4 当該意匠登録出願が、証明する書面に記載された意匠 が最初に公開された日から6か月以内に出願されていること.....	

31.1.6 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための具体的な手続	
-------------------------------------	-------

第4部 意匠登録を受けることができない意匠

41 関連条文	
41.1 意匠法第5条の規定	
41.1.1 公の秩序を害するおそれがある意匠について	
41.1.2 善良の風俗を害するおそれがある意匠について	
41.1.3 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠について	
41.1.4 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠について	...
41.1.4.1 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる 意匠と認められるものの類型	
41.1.4.1.1 標準化された規格に該当する規格の例	

第5部 一意匠一出願

51 関連条文	
51.1 意匠法第7条の規定	
51.1.1 経済産業省令で定める物品の区分	
51.1.2 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例	
51.1.2.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例	
51.1.2.2 意匠ごとに出願されていないものの例	
51.1.2.3 部分意匠についての取扱い	

第6部 先願

61 関連条文	
61.1 意匠法第9条の規定	
61.1.1 意匠法第9条第1項又は第2項の規定の適用の対象となる 意匠登録出願	
61.1.2 先願として取り扱われる意匠登録出願の類型	
61.1.3 先願又は同日の出願として取り扱われない意匠登録出願の類型	
61.1.4 全体意匠と全体意匠との類否判断	
61.1.5 同一の意匠について異なった日にされた意匠登録出願	
61.1.6 類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願	
61.1.7 同一の意匠について同日にされた意匠登録出願	
61.1.8 類似の意匠について同日にされた意匠登録出願	
61.1.9 同一の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い	
61.1.10 類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い	
61.1.11 同一又は類似の意匠について同日にされた意匠登録出願の取扱い	
61.1.11.1 複数の協議指令に対する届出の内容が相互に矛盾すると 認められるものの例	
61.1.11.2 協議指令に対する届出を伴わず、そのうちの一部の 意匠登録出願にのみ出願取下げ又は出願放棄あるいは	

補正の手続が行われた場合の取扱い……………	
61.1.12 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての 新出願の意匠法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定の判断の基準日……………	
61.1.13 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の 意匠法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定の判断の基準日……………	

第 7 部 個別の意匠登録出願

第 1 章 部分意匠……………	
71 関連条文……………	
71.1 部分意匠とは……………	
71.2 部分意匠の意匠登録出願における願書・図面……………	
71.2.1 部分意匠の意匠登録出願における願書の記載事項……………	
71.2.2 部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載……………	
71.3 部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定……………	
71.4 部分意匠に関する意匠登録の要件……………	
71.4.1 工業上利用することができる意匠……………	
71.4.1.1 意匠を構成するものであること……………	
71.4.1.1.1 物品と認められるものであること……………	
71.4.1.1.2 物品自体の形態であること……………	
71.4.1.1.3 視覚に訴えるものであること……………	
71.4.1.1.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること……………	
71.4.1.1.5 一定の範囲を占める部分であること……………	
71.4.1.1.6 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること……………	
71.4.1.2 意匠が具体的なものであること……………	
71.4.1.3 工業上利用することができるものであること……………	
71.4.2 新規性……………	
71.4.2.1 意匠法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号……………	
71.4.2.2 意匠法第 3 条第 1 項第 3 号……………	
71.4.2.2.1 公知の意匠と部分意匠との類否判断……………	
71.4.2.2.2 意匠法第 3 条第 1 項第 3 号の規定に該当する部分意匠の 意匠登録出願の例……………	
71.4.3 創作非容易性……………	
71.4.4 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠……………	
71.4.4.1 先願に係る意匠として開示された意匠の一部と 後願の部分意匠との類否判断……………	
71.4.4.2 意匠法第 3 条の 2 の規定に該当する部分意匠の例……………	
71.5 部分意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外……………	
71.6 部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第 5 条の規定……………	
71.7 部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願……………	
71.7.1 意匠法第 7 条に規定する要件を満たさないものの例……………	
71.7.1.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例……………	
71.7.1.2 意匠ごとに出願されていないものの例……………	
71.7.1.2.1 物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようと	

する部分」が含まれるものであっても一意匠と取り 扱うものの類型……………	
71.8 組物の意匠に係る部分意匠……………	
71.9 部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第9条 及び第10条の規定……………	
71.9.1 部分意匠と部分意匠との類否判断……………	
71.9.1.1 意匠法第9条第1項において類似するものと 認められる部分意匠の意匠登録出願の例……………	
71.9.1.2 意匠法第9条第2項又は第10条において 類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例……………	
71.10 部分意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更……………	
71.10.1 部分意匠の意匠の要旨……………	
71.10.2 要旨を変更するものとなる補正の類型……………	
71.10.3 願書の記載についてした補正の具体的な取扱い……………	
71.10.4 願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い……………	
71.11 部分意匠の意匠登録出願に関する分割……………	
71.11.1 意匠ごとに出願されていない部分意匠の分割……………	
71.11.2 意匠ごとに出願された意匠登録出願の一部を一又は 二以上の部分意匠の意匠登録出願とする分割……………	
71.12 特許出願又は実用新案登録出願から部分意匠の 意匠登録出願への出願の変更……………	
71.13 パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願……………	
第2章 組物の意匠……………	
72 関連条文……………	
72.1 組物の意匠とは……………	
72.1.1 組物の意匠と認められる要件……………	
72.1.1.1 願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが 経済産業省令で定めるものであること……………	
72.1.1.2 構成物品が適当であること……………	
72.1.1.3 組物全体として統一があること……………	
72.1.1.3.1 組物全体として統一があると認められるものの類型……………	
72.1.1.3.1.1 構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、 同じような造形処理で表されていることによって、 組物全体として統一があると認められる場合の例……………	
72.1.1.3.1.2 構成物品が全体として一つにまとまった形状又は模様を 表すことによって、組物全体として統一があると認めら れる場合の例……………	
72.1.1.3.1.3 各構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合 によって、物語性など観念的に関連がある印象を与える ことにより組物全体として統一があると認められる場合 の例……………	
72.1.2 組物の意匠に係る部分意匠……………	
72.1.3 組物の意匠に関する意匠登録の要件等の判断……………	

72.1.4 組物の意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外	
72.1.5 組物の意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更	
72.1.5.1 組物の意匠の意匠の要旨	
72.1.5.2 要旨を変更するものとなる補正の種類	
72.1.5.3 願書の記載についてした補正の具体的な取扱い	
72.1.5.4 願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い	
72.1.6 組物の意匠の意匠登録出願に関する分割	
72.1.6.1 組物の意匠と認められる意匠登録出願の分割	
72.1.6.2 組物の意匠と認められない意匠登録出願の分割	
72.1.7 パリ条約による優先権等の主張を伴う組物の意匠の意匠登録出願	

第3章 関連意匠

73 関連条文	
73.1 関連意匠とは	
73.1.1 関連意匠として意匠登録を受けることができる意匠	
73.1.1.1 本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること	
73.1.1.2 本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること	
73.1.1.3 本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報 (秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の 記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。) の発行の日前に出願された意匠登録出願であること	
73.1.1.3.1 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の 意匠についての新出願の意匠法第10条第1項の 規定の判断の基準日	
73.1.1.3.2 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の 意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日	
73.1.2 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されている場合の取扱い	
73.1.3 関連意匠にのみ類似する意匠の取扱い	
73.1.4 本意匠に係る二以上の関連意匠同士が類似する場合の取扱い	

第4章 画像を含む意匠

74 関連条文	
74.1 <u>意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又は これらの結合と認められる画像について</u>	
74.1.1 <u>物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必 要な表示を行う画像であること</u>	
74.1.2 <u>物品の表示部に表示される画像が、その物品にあらかじめ記録された 画像であること</u>	
74.2 <u>意匠法第2条第2項に規定する画像について</u>	
74.3 <u>画像を含む意匠の意匠登録出願における願書・図面</u>	
74.3.1 <u>画像を含む意匠登録出願における願書の記載事項</u>	
74.4 <u>画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定</u>	
74.5 <u>画像を含む意匠の登録要件</u>	
74.5.1 <u>工業上利用することができる意匠</u>	

74.5.1.1 意匠を構成するものであること	
74.5.1.1.1 画像が意匠を構成するものであること	
74.5.1.1.1.1 物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること	
74.5.1.1.1.1.1 物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること	
74.5.1.1.1.1.2 物品の表示部に表示される画像が、その物品にあらかじめ記録された画像であること	
74.5.1.1.1.2 意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において規定する画像を構成するものであること	
74.5.1.1.2 意匠を構成する画像に該当しないもの	
74.5.1.2 意匠が具体的なものであること	
74.5.1.3 工業上利用することができるものであること	
74.5.2 新規性	
74.5.2.1 意匠法第3条第1項第1号及び第2号	
74.5.2.2 意匠法第3条第1項第3号	
74.5.2.2.1 公知意匠と画像を含む意匠の類否判断	
74.5.3 創作非容易性	
74.5.4 画像を含む先願意匠の一部と同一又は類似の画像を含む後願意匠	
74.6 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する新規性喪失の例外	
74.7 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定	
74.8 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願	
74.8.1 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例	
74.8.1.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例	...
74.8.1.2 意匠ごとに出願されていないものの例	
74.8.1.3 画像を含む意匠において、画像が変化する場合	
74.8.1.4 複数の画像が一意匠として認められるもの	
74.8.1.4.1 物品の同一機能のための画像	
74.8.1.4.2 形態的な関連性が認められるものであること	
74.8.1.4.2.1 形態的な関連性が認められる代表例	
74.8.1.5 複数の画像が一意匠として認められないもの	
74.8.1.5.1 物品の異なる機能のための複数の画像	
74.8.1.5.2 形態的な関連性がない複数の画像	
74.9 画像を含む組物の意匠	
74.10 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第9条及び第10条の規定	
74.11 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更	
74.12 画像を含む意匠に関する分割	
74.13 特許出願又は実用新案登録出願から画像を含む意匠登録出願への出願の変更	
74.14 パリ条約による優先権等の主張を伴う画像を含む意匠の意匠登録出願	

第1章	補正	
81	関連条文	
81.1	補正とは	
81.1.1	補正の内容的制限	
81.1.2	補正の時間的制限	
第2章	補正の却下	
82	関連条文	
82.1	補正の却下とは	
82.1.1	意匠の要旨と意匠の要旨の認定	
82.1.2	要旨の変更	
82.1.2.1	要旨を変更するものとなる補正の種類	
82.1.2.1.1	その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて 当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更 するものと認められる場合	
82.1.2.1.2	出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするもの と認められる場合	
82.1.2.2	要旨を変更するものとはならない補正の種類	
82.1.2.2.1	その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて 当然に導き出すことができる同一の範囲のものに訂正 する場合	
82.1.2.2.2	意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分の 記載不備を不備のない記載に訂正する場合	

第9部 特殊な意匠登録出願

第1章	意匠登録出願の分割	
91	関連条文	
91.1	意匠法第10条の2の規定	
91.1.1	意匠登録出願の分割の要件	
91.1.2	適法な意匠登録出願の分割の手続とは認められない場合の例	
91.1.3	分割の要件を満たさない新たな意匠登録出願の取扱い	
91.1.4	分割による新たな意匠登録出願について意匠の新規性の喪失 の例外の規定の適用を受けようとする場合、又はパリ条約に よる優先権等を主張しようとする場合の提出書面について	
第2章	出願の変更	
92	関連条文	
92.1	意匠法第13条の規定	
92.1.1	意匠登録出願への変更の要件	
92.1.2	適法な意匠登録出願への変更の手続とは認められない場合の例	
92.1.3	変更の要件を満たさない新たな意匠登録出願の取扱い	
92.1.4	変更による新たな意匠登録出願について意匠の新規性の喪失 の例外の規定の適用を受けようとする場合、又はパリ条約に	

	による優先権等を主張しようとする場合の提出書面について……………
第3章	特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例……………
93	関連条文……………
93.1	特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例の取扱い……………
第4章	補正後の意匠についての新出願……………
94	関連条文……………
94.1	意匠法第17条の3の規定……………
94.1.1	補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな 意匠登録出願の要件……………
第10部	パリ条約による優先権等の主張の手続
101	関連条文……………
101.1	パリ条約による優先権等の主張の効果……………
101.1.1	パリ条約による優先権等を主張するための手続……………
101.1.2	パリ条約による優先権等を主張する場合の優先期間……………
101.2	パリ条約による優先権等の主張の効果が認められるための要件……………
101.3	パリ条約による優先権主張の認否における「意匠の同一」の基本的 な考え方……………
101.3.1	意匠に係る物品の欄の記載について……………
101.3.1.1	優先権証明書記載の意匠について、優先権証明書の記載全体 から総合的に判断してその意匠に係る物品の用途、機能が 明らかな場合……………
101.3.1.2	優先権証明書記載の意匠の意匠に係る物品の名称等が総括名称 であって、用途、機能に対応する物品の区分が複数ある場合……………
101.3.2	一出願に含まれる意匠数について……………
101.3.2.1	優先権証明書に複数の意匠が記載されている場合に、そのうち の一の意匠を我が国への意匠登録出願の意匠とした場合は、 優先権の認否において同一と認められる。……………
101.3.2.2	優先権証明書に複数の意匠が記載されている場合に、全部 又はその一部の構成物品について組物（意匠法第8条に規定 する経済産業省令で定める別表第二に掲げる組物）の意匠 として我が国への意匠登録出願の意匠とした場合は、優先権 の認否において同一と認められる。……………
101.3.2.3	優先権証明書に記載された意匠と、優先権証明書に記載 されていない意匠とを合わせて、組物の意匠として我が国へ の意匠登録出願の意匠とした場合は、同一と認められない。……………
101.3.2.4	複数の優先権主張に基づく意匠を組み合わせた意匠 について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合 は、同一と認められない。……………
101.3.3	優先権証明書の添付図面において意匠登録を受けようとする 意匠に係る物品の全体の形態が表されていない場合について……………

101.3.3.1	物品全体の形態が表された意匠を我が国への意匠登録出願の意匠とした場合……………
101.3.3.2	我が国への意匠登録出願に係る意匠を優先権証明書記載の意匠において具体的形態が表されていた部分について意匠登録を受けようとする部分とし、表されていない部分をそれ以外の部分とする部分意匠の出願とした場合……………
101.3.4	意匠を構成する部品の組合せ、分離について……………
101.3.4.1	我が国への意匠登録出願に係る意匠が、優先権証明書に記載されている部品の意匠と、優先権証明書に記載されていない他の部品の意匠とを組み合わせた完成品の意匠である場合……………
101.3.4.2	優先権証明書に記載されている意匠が完成品の意匠である場合に、その完成品を構成する一の部品について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合……………
101.3.4.3	優先権証明書に記載されている意匠が複数の取り替え可能な部品を組み合わせる完成品とするものであって、優先権証明書にはない組合せについて、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合……………
101.3.5	意匠の構成要素（形状、模様、色彩）が異なる場合について……………
101.3.6	優先権の基礎となる出願が意匠登録出願及び実用新案登録出願でない場合……………
101.3.6.1	優先権の基礎となる出願が、特許出願である場合……………
101.3.6.2	優先権の基礎となる出願が、商標登録出願である場合……………
101.3.7	パリ条約による優先権等の主張を伴う個別の意匠登録出願の意匠の同一の考え方……………

第 1 1 部 審査の進め方

第 1 章	概論……………
111	審査手続に関連する主な条文……………
111.1	審査の基本方針……………
111.2	審査手順の概要……………
第 2 章	各論……………
112.1	意匠登録出願に係る意匠の認定……………
112.2	先行意匠調査……………
112.3	新規性、創作非容易性等の検討……………
112.4	拒絶理由の通知……………
112.4.1	拒絶理由の通知を行う際の留意事項……………
112.4.2	出願人との意思疎通の確保……………
112.5	意見書又は手続補正書が提出されたとき……………
112.6	査定……………
112.6.1	登録査定……………
112.6.2	拒絶査定……………

【図】 審査の主な流れ	
-------------	-------

第 1 2 部 その他

第 1 章 特徴記載書	
121 関連条文	
121.1 特徴記載書とは	
121.1.1 提出手続	
121.1.2 意匠公報への掲載	
別添 組物の構成物品表	